

令和 2 年度

定期監査結果報告書

八戸市監査委員

(令和 3. 2)

八 監 第 70 号
令和 3 年 2 月 5 日

八戸市長
小 林 眞 様

八戸市議会議長
森 園 秀 一 様

八戸市監査委員 大 坪 秀 一

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 立 花 敬 之

定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度定期監査を実施
したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

1	監査の対象	7
2	監査の主な着眼点	7
3	監査の主な実施内容	7
4	監査の実施場所及び日程	7
5	監査の結果	8
	総務部	9
	財政部	12
	商工労働観光部	15
	農林水産部	17
	福祉部	19
	都市整備部	23

1 監査の対象

(1) 対象部局

対 象 部 ・ 課 (室) 名	
総務部	行政管理課、秘書課、人事課
財政部	財政課、住民税課、資産税課
商工労働観光部	産業労政課（東京事務所を含む。）、観光課
農林水産部	農林畜産課、水産事務所
福祉部	生活福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、障がい福祉課
都市整備部	市街地整備課、駅西区画整理事業所、建築指導課

(2) 監査の範囲

令和元年度において執行された財務に関する事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和2年度執行分を含む。）

2 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務の手続きが適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産、備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 現金等の取扱事務は適正に処理されているか。
- (6) 関係事務が法令・条例等に基づき適正に処理されているか。

3 監査の主な実施内容

定期監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、対象部局ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 部長以下関係職員から事務事業の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

なお、総務部の監査において、大坪秀一監査委員は監査対象期間中に同部部長として在任していたことから、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和2年10月2日から令和2年11月12日まで

5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

総 務 部

行 政 管 理 課

1 主なる分掌事務

- (1) 行政改革の総括及び推進に関すること。
- (2) 地方分権の推進に関すること。
- (3) 指定管理者制度の総括に関すること。
- (4) 附属機関の総括に関すること。
- (5) 公有財産、債権及び基金の総括に関すること。
- (6) 市有財産の損害保険及び損害共済に関すること。
- (7) 公用車の総括に関すること。
- (8) 庁舎の運営維持管理等に関すること。
- (9) 市民広場の管理に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	行政改革グループ	副参事（グループリーダー）	以下 5人
	管財グループ	副参事（グループリーダー）	以下 6人
	庁舎管理グループ	主幹（グループリーダー）	以下 9人
			（うち市有財産管理事務員 1人）
			（うち再任用職員 1人）
			計 21人

3 監査項目

- (1) 収入事務 財産貸付収入（土地貸付収入、建物貸付収入）
雑入（広告料収入）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 庁舎清掃業務委託契約
受付案内業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

秘 書 課

1 主なる分掌事務

儀式及び交際に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 ————— 秘書グループ 副参事（グループリーダー）以下 7人 計8人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 現金取扱事務 | 交際費（資金前渡分） |
| (2) 有価物等管理事務 | 土産物品、有料道路回数券 |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

人 事 課

1 主なる分掌事務

- (1) 行政組織並びに事務の分掌及び調整並びに職務権限に関すること。
- (2) 職員の任用、退職等並びに試験及び選考に関すること。
- (3) 職員の職制及び配置に関すること。
- (4) 職員の勤務条件及び職員団体に関すること。
- (5) 職員の給与の支給及び源泉徴収等並びに給与費予算の管理に関すること。
- (6) 職員の研修の計画及び実施に関すること。
- (7) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- (8) 市町村職員共済組合、職員互助会及び職員文化体育会に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (部次長兼務)	人事研修グループ	副参事（グループリーダー）以下	8人
			（うち一般事務員 1人）
	給与厚生グループ	副参事（グループリーダー）以下	11人
			〔うち健康管理員 2人〕 一般事務員 1人〕
	派遣研修（内閣府へ）		1人
	人事交流（出向）		2人
		〔うち厚生労働省へ	1人〕
		国土交通省へ	1人〕
			計 23人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (2) 契約事務 課長補佐級職員研修委託契約
- (3) 職員手当認定事務 扶養手当、通勤手当、住居手当

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

財 政 部

財 政 課

1 主なる分掌事務

- (1) 財政計画に關すること。
- (2) 予算の調整、配当、統制等に關すること。
- (3) 財政状況の公表に關すること。
- (4) 決算の認定等に關すること。
- (5) 地方債及び一時借入金に關すること。

2 組織・職員の状況

課長 ————— 一般会計グループ 副参事（グループリーダー）以下 7人
(部次長兼務) ————— 特別会計グループ 副参事（グループリーダー）以下 3人

計 11 人

3 監査項目

- (1) 支出事務 支出負担行為等に關する書類
- (2) 契約事務 財務会計システム改修業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の關係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

住 民 税 課

1 主なる分掌事務

- (1) 個人市県民税の賦課及び調定に関すること。
- (2) 法人市民税の賦課及び調定に関すること。
- (3) 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。
- (4) 地方消費税交付金等に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (部次長兼務)	法人諸税グループ	副参事 (グループリーダー)	以下 6 人 (うち一般事務員 1 人)
	個人住民税グループ	参事 (グループリーダー事務取扱)	以下 16 人 (うち一般事務員 1 人)
			計 23 人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (3) 収入事務 | 総務手数料 (税関係証明手数料)
弁償金 (原動機付自転車等の標識亡失等) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 税・国保総合システム windows10 対応改修業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

資 産 税 課

1 主なる分掌事務

- (1) 固定資産税の賦課及び調定に関すること。
- (2) 土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。
- (3) 国有資産等所在市交付金に関すること。
- (4) 特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。
- (5) 国有提供施設等所在市助成交付金に関すること。
- (6) 市税に係る証明書に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	管理償却グループ	副参事（グループリーダー）以下 15 人 （うち一般事務員 3 人）
	土地グループ	副参事（グループリーダー）以下 12 人 （うち一般事務員 1 人）
	家屋グループ	副参事（グループリーダー）以下 13 人

計 41 人

3 監査項目

- (1) 現金取扱事務 つり銭
- (2) 収入事務 総務手数料（税関係証明手数料）
- (3) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (4) 契約事務 航空写真撮影等業務委託契約
 土地評価システム等保守管理業務委託契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

商工労働観光部

産業労政課（東京事務所を含む。）

1 主なる分掌事務

- (1) 企業誘致に関すること。
- (2) 工場立地に関すること。
- (3) 工業団地に関すること。
- (4) 貸工場の運営管理に関すること。
- (5) 雇用の促進に関すること。
- (6) 人材還流事業に関すること。
- (7) 労働者の福祉に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (部次長兼務)	企業誘致推進グループ	参事（グループリーダー事務取扱）	以下 7人 (うち一般事務員 1人)
	雇用支援対策グループ	主幹（グループリーダー）	以下 8人
		うち勤労者福祉サービスセンター事務員	1人
		雇用移住支援アドバイザー	1人
		雇用アドバイザー	1人
		一般事務員	1人
	新産業団地開発室	参事兼室長	以下 6人
	東京事務所	所長	以下 3人 (うち東京事務所事務員 1人)
	派遣		3人
		うち青森県新産業都市建設事業団へ	2人
		(うち一般事務員 1人)	
		トヨタ自動車株式会社へ	1人
			計28人

3 監査項目

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 現金取扱事務 | 資金前渡金 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手等、有料道路回数券 |
| (3) 収入事務 | 労働使用料（職業訓練センター使用料） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 補助金交付事務 | 中心市街地オフィスビルパートナー補助金 |
| (6) 公有財産購入事務 | 新産業団地開発事業用地 |

4 監査の結果

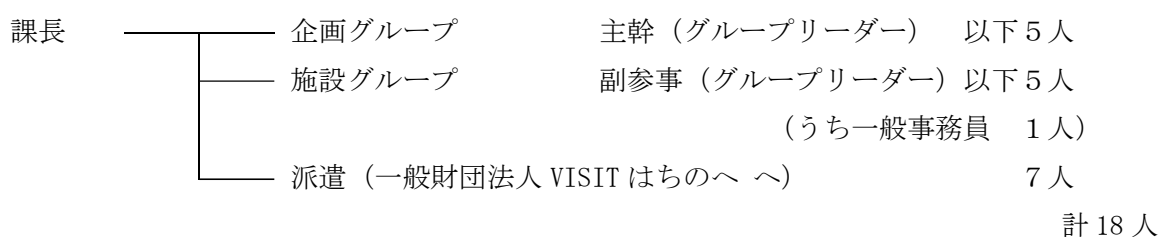
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

観 光 課

1 主なる分掌事務

- (1) 観光振興に係る施策の企画立案及び推進に関すること。
- (2) 観光資源の保護管理、開発及び利用計画に関すること。
- (3) 観光施設の調査、改善及び整備に関すること。
- (4) 観光団体の育成及び指導に関すること。
- (5) 特産物の販路拡張及び観光土産品の紹介、宣伝等に関すること。
- (6) 海水浴場及び水産科学館の運営管理に関すること。
- (7) 種差海岸の振興に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 収入事務 | 財産貸付収入（建物貸付収入） |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (3) 補助金交付事務 | 一般財団法人 VISIT はちのへ補助金 |
| (4) 契約事務 | 種差海岸芝生草刈等業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

農 林 水 産 部

農 林 畜 産 課

1 主なる分掌事務

- (1) 農村地域の振興に関すること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する
こと。
- (3) 水田農業関連対策に関すること。
- (4) 畜産振興、林業振興に関すること。
- (5) 市民の森に関すること。
- (6) 国営、県営及び団体営土地改良事業に関すること。
- (7) 八戸平原総合農地開発事業に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	農畜産グループ	副参事（グループリーダー）以下	6人
		（うち再任用職員	1人）
	農林環境グループ	副参事（グループリーダー）以下	8人
		（うち一般事務員	1人）
			計 15人

3 監査項目

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、有料道路回数券 |
| (2) 収入事務 | 農業使用料（市民の森不習岳体験交流施設使用料） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 補助金交付事務 | 畜産振興事業補助金 |
| (5) 契約事務 | 「八戸地域畜産フードフェスタ 2019」イベント運営等業務委託契約 |

4 監査の結果

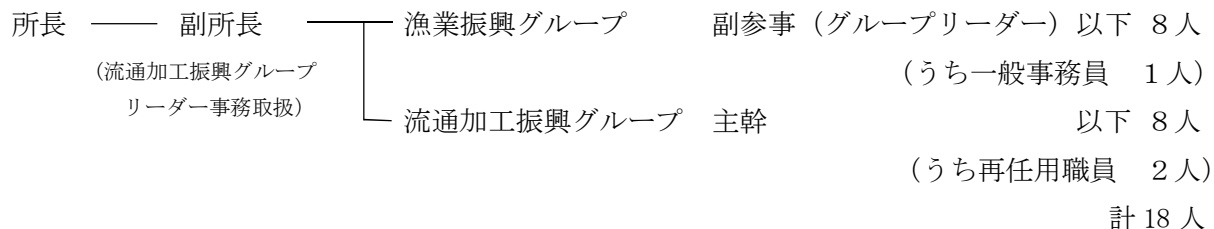
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

水産事務所

1 主なる分掌事務

- (1) 水産業及び水産加工業の指導奨励に関すること。
- (2) 水産業関係団体及び水産加工関係団体の育成及び指導に関すること。
- (3) 水産物の流通対策に関すること。
- (4) 魚菜小売市場の運営管理に関すること。
- (5) 水産加工業等の統計調査に関すること。
- (6) 魚市場の運営管理に関すること。
- (7) 魚市場運営審議会の庶務に関すること。
- (8) 魚市場の水揚げ等の統計調査に関すること。
- (9) 水産会館に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|---|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、有料道路回数券 |
| (2) 収入事務 | 水産使用料（魚菜市场使用料）
魚市場使用料（市場使用料）
財産貸付収入（建物貸付収入） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 八戸市営魚菜小売市場警備業務委託契約
スカイタンク清掃業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

福 祉 部

生 活 福 祉 課

1 主なる分掌事務

- (1) 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。
- (2) その他要保護者の援護、育成及び更生に関すること。
- (3) 保護費の徴収及び支払に関すること。
- (4) 生活保護に関する統計及び諸報告に関すること。
- (5) 保護施設の設置の認可、指導監査等に関すること。
- (6) 指定医療機関等の指定、指導等に関すること。
- (7) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	管理グループ	副参事（グループリーダー）以下	7人
	生活福祉第一グループ	副参事（グループリーダー）以下	8人
	生活福祉第二グループ	副参事（グループリーダー）以下	8人
	生活福祉第三グループ	副参事（グループリーダー）以下	7人
	生活福祉第四グループ	副参事（グループリーダー）以下	8人
	生活福祉第五グループ	副参事（グループリーダー）以下	8人
	生活福祉第六グループ	主幹（グループリーダー）以下	18人
		うち面接相談員	2人
		年金資格調査員	1人
		適正化推進員兼保安対策員	1人
		就労支援相談員	2人
		健康管理支援員	2人
		一般事務員	2人
		中国残留邦人等支援相談員	1人
			計 65人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 現金取扱事務 | 浮浪者扶助費 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、バス回数券 |
| (3) 収入事務 | 雑入（行旅病人等取扱費、生活保護費返還金、生活保護費徴収金） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 八戸市生活困窮者等学習支援事業業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

子育て支援課

1 主なる分掌事務

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく子ども及び子どもの保護者に対する支援等（他課の分掌に係る事務を除く。）に関する事。
- (2) 児童館に関する事。
- (3) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (4) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- (5) ひとり親家庭等医療費に関する事。
- (6) 子ども医療費に関する事。
- (7) 遺児対策に関する事。

2 組織・職員の状況

課長	———	家庭支援グループ	参事（グループリーダー事務取扱）	以下 5人
	———	子育て給付グループ	副参事（グループリーダー）	以下 23人
				〔うち公園緑地課主査兼務 1人〕
				一般事務員 12人
				計 29人

3 監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手
- (2) 収入事務 雑入（学童保育費負担金）
- (3) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (4) 補助金交付事務 八戸市地域組織活動費補助金
- (5) 契約事務 児童館等管理運営業務委託契約
八戸市子ども等医療費・ひとり親家庭等医療費システムソフトウェア保守業務委託契約

4 監査の結果

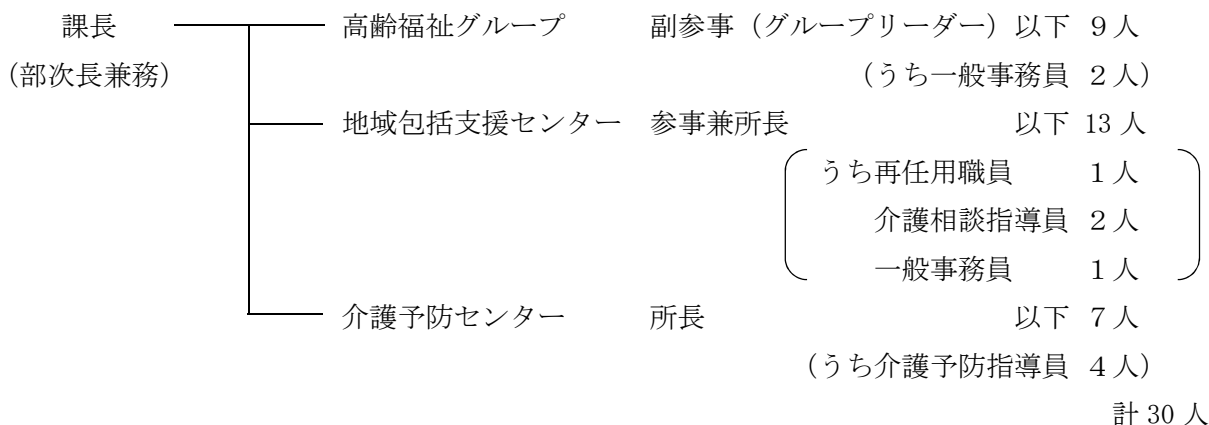
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

高 齢 福 祉 課

1 主なる分掌事務

- (1) 老人福祉法に基づく福祉の企画及び調整に関すること。
- (2) 老人福祉施設の設置運営及び維持修繕に関すること。
- (3) 老人等特別乗車証の発行に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (5) 介護予防センターの運営に関すること。
- (6) 老人居宅生活支援事業等に係る設置等の届出の受理、立入検査等に関すること。
- (7) 養護老人ホーム等の認可、指導監査等に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、バス回数券 |
| (3) 収入事務 | 雑入 (高齢者等バス特別乗車証負担金) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 八戸市鷗盟大学運営委託契約
高齢者生きがいと健康づくり推進事業委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

障がい福祉課

1 主なる分掌事務

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。
- (2) 自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること。
- (3) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。
- (4) 心身障害者医療費に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付等に関すること。
- (6) 指定自立支援医療機関の指定等に関すること。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査等に関すること。
- (8) 障がい者福祉団体に関すること。
- (9) 八戸市身体障害者更生館及び八戸福祉体育館に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	—	障がい福祉グループ	副参事（グループリーダー）以下	18人
			（うち手話通訳員 2人 一般事務員 5人）	
		自立支援グループ	副参事（グループリーダー）以下	15人
			（うち障害支援区分認定調査員 3人 一般事務員 1人）	
				計 34人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手等、バス回数券 |
| (3) 収入事務 | 雑入（高齢者等バス特別乗車証負担金） |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 八戸市障がい者相談支援事業委託契約
NHKハート展開催業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

都市整備部

市街地整備課

1 主なる分掌事務

- (1) 土地区画整理事業の保留地の処分に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の仮換地指定、減価補償金、換地処分及び登記に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の清算に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の調査計画及び換地計画に関すること。
- (5) 新都市開発整備事業に係る連絡調整に関すること。
- (6) 管理不全空き家の適正管理に関すること。
- (7) 空き家の発生防止対策及び利活用に関すること。
- (8) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	区画整理グループ	副参事（グループリーダー）以下	4人
	空き家対策グループ	主幹（グループリーダー）以下 （うち空き家対策事務員	5人 1人）
			計10人

3 監査項目

- (1) 収入事務 雑入（売市第二土地区画整理事業清算金）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 売市地区草刈業務委託契約
売市第三地区段階的整備方策検討調査委託契約

4 監査の結果

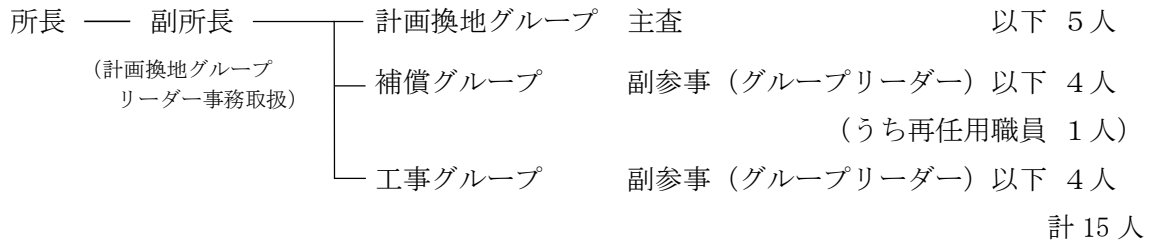
上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

駅西區画整理事業所

1 主なる分掌事務

八戸駅西地区の土地區画整理事業の実施に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- (1) 収入事務 土木手数料（仮換地証明手数料）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (3) 契約事務 画地境界杭等設置業務委託契約
建物移転等補償契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

建築指導課

1 主なる分掌事務

- (1) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出等に関する事。
- (2) 地価公示に関する事。
- (3) 都市計画法に基づく開発許可等に関する事。
- (4) 建築審査会及び公聴会に関する事。
- (5) 違反建築物等に対する是正指導に関する事。
- (6) 建築確認申請書等の審査及び確認済証等の交付に関する事。
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構災害関連融資住宅の現場審査に関する事。

2 組織・職員の状況

課長	開発指導グループ	副参事（グループリーダー）	以下 5人
	建築指導グループ	副参事（グループリーダー）	以下 6人 （うち一般事務員 1人）
	建築審査グループ	副参事（グループリーダー）	以下 9人 （うち一般事務員 2人）
			計 21人

3 監査項目

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手 |
| (2) 収入事務 | 土木手数料（建築確認申請手数料） |
| (3) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (4) 契約事務 | 木造住宅耐震診断員派遣業務委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。